

令和6年度第1回滝沢市水道水源保護審議会議事録

I 日 時 令和6年10月22日(火) 15時20分～15時58分

II 場 所 滝沢市役所分庁舎2階 第6会議室

III 出席者 水道水源保護審議会委員 出席8名

【滝沢市水道水源保護審議会委員】

山田一裕委員、山口孝委員、荒屋貢委員、齋藤誠司委員、田村武委員、菱田廣士委員、
小池倫子委員、八重樫節夫委員
(※欠席1名 佐々木里美委員)

【滝沢市】

滝沢市上下水道部長 及川竜悦

施設課 課長 長谷川唯倫、総括主査 林野和恵、副主幹 高橋利昌

経営課 総括主査 高橋竜也、主任主査 田村幸子、主査 佐藤克也、主査 関向洵樹

参加者

【岩手県立大学】

総合政策学部教授 辻盛生

IV 次 第

1 開会

2 議事

① 会長(事務局より進行引継ぎ)

② 議事録署名人の指名

会長より、議事録署名人に荒屋貢委員及び菱田廣士委員を指名した。

(1) 報告事項

○水道水源保護区域の変更について

【高橋副主幹】この報告は次回12月開催予定の第2回滝沢市水道水源保護審議会においてお諮りする予定の案件であり、今回あらかじめ報告するものです。

初めに水道水源保護審議会としては第1回目となることから「水道水源保護条例の概要と水源保護審議会の役割」について触れた後に「水道水源保護区域の変更について」説明する。

令和5年11月に柳沢取水ポンプ場受変電設備等更新工事が完成し、非常用発電設備の更新が完了した。これにより柳沢配水系の一日平均配水量6,000m³/日を確保できる見込みとなり、柳沢低区浄水場における諸葛川からの取水

を停止することが可能となった。今後、令和6年度内に柳沢低区浄水場内に送水管切替えに係る設計を完了し、水道水源保護条例における水道水源保護区域の変更告示を行ったうえで、諸葛川を水源とする浄水処理を令和6年度末をもって完全に停止する予定として進めていることを報告します。

また、水道水源保護区域の変更する具体的な位置については資料NO. 3～5の区域等の指定図をもって説明を行った。

○報告事項についての質疑応答は以下の通り。

【齋藤副会長】平成23年4月にこの水源保護条例が施行されてから現在までに届出や協定は何件程度あるのか。

【高橋副主幹】施行から現在までの間に、届出または協定を締結した案件はございません。

【齋藤副会長】区域等の指定について、地図上だけで制限をかけるのは実際に案件が出たときに難しいのではないかと思います。公図や国土調査の成果を基にした筆ごとの管理のようなものも必要ではないでしょうか。筆数も相当多いと思いますけれども各筆に踏み込んでの整理といったことについても今後の検討課題としてはどうでしょうか。

【高橋副主幹】水道水源保護区域または区域外にあっても、開発行為等については上水道以外の各部署でもそれぞれ開発許可に対する確認をその都度実施しているところであり、滝沢市全体としても環境基本条例において良好な環境保全・環境汚染に対して監視の強化に取り組んでおり健全な環境の保全に努めているところです。また上水道としましても定期的な水源パトロールを実施して監視体制を強化しているところです。

筆ごとの管理に関しては、まず最新の土地情報を整理し状況を把握しながら、保護区域の健全な管理していくことは今後必要だとらえています。

【齋藤副会長】今後、用地の買収計画というものはあるのでしょうか。

【高橋副主幹】姥屋敷水源周辺では一部用地取得を行い、条例施行当初には更に買収計画のようなものがあった形跡はありました、調査に留まっています。

現在は、所有者からの意向のあった保護区域内の筆に関して、積極的に滝沢市が水道水源保護用地として取得している状況であります。

水源保護区域内の用地取得については、今後どのように進めるに当たっては面積もかなりありますので、財源との兼ね合いも見ながら研究させていただきます。

【山田会長】国の方では流域マネジメントといって水循環の健全性を担保するため様々な施策を行っていますが、河川からの取水がなくなることで下流域の生き物やそこに暮らす人々に少なからず良い影響を与えるのだとらえています。ただ、水源保護区域の縮小に伴ってこれまで守られていたあるいは注意がいつていた面が外されることによって、開発等の利用が促進され環境汚染などに繋がるようなことが懸念としてあるが、その点については滝沢市の環境保護あるいは自然保護的な枠組みの中で、今後守られる予定または範疇に入ってくるも

のでしょうか。

【高橋副主幹】大きな枠組みですが滝沢市環境基本条例の枠組みの中で監視・指導・対策など保全に努めた取り組みを進めていくことになりますし、上水道としましても定期的な水源パトロール実施する中で環境変化を注視していく監視体制になろうかと思います。

【山田会長】水道水源保護区域から一部外れることが告示されることにより、乱開発や不法投棄といった良好な環境が損なわれることのないよう、情報の提供の仕方など対応が必要かと感じます。またそのような計画があつたら検討いただきたい。

【高橋副主幹】健全な環境を維持していくための手法や監視体制のあり方については研究させていただきます。

- ③ほかに質疑等なかつたことから、報告事項1「水道水源保護区域の変更について」は異議なしとして、令和6年度第1回滝沢市水道水源保護審議会の予定された議事を終了し、進行を事務局へ。

3 その他

【八重樫委員】岩手山は入山規制なっており微量ながら地殻変動が認められています。滝沢市の水源は100%岩手山の麓にありますので、これらの影響がないものかどうか。また、岩手山側にだけ水源を求めるることは今後リスクがないか。私個人としては、滝沢市には大きな河川がないので、農業用水として使われている岩洞湖の水を水道水として使えないものか考えますがどうでしょうか。もう一つ、日曜日（10月20日）の新聞（岩手日報）に有機フッ素化合物の影響についての記事がありました。これについての対応はどのようになっているのでしょうか。

【長谷川課長】岩手山の噴火の影響ということですが、地殻変動がどうなるかについては、地下の見えない部分ではある。過去の他県での火山の噴火による影響を見てみると、大きく濁るとか水がなくなるといったことはあまり起きていないというところではあります。リスクが全くないかというと、地下の見えない部分ではあるというところである程度考慮していくかなくてはならないと思います。また灰が降ったことによって非常用発電機が連続して稼働できなくなるといった報告事例はあるようですので、フィルターの交換など災害対応マニュアルにある程度考慮していくようなことは今後考えていきたいととらえています。

【及川部長】万が一水源に支障が出たときには広域連携により水の融通をお願いするということに関しては、災害対策ということで対応しておりますのでご安心いただきたい。

岩洞用水については、その成り立ちとしてだいぶ前の滝沢村長であった方が広い土地に作物を作るために必要な水を求め、国に繰り返しお願いをしてできたもので、農業用水としては恩恵を受けているのですが、それ以外でも滝沢市に

有効な使い方があれば、当然考えていかなければならぬと思っているところではあります。なかなか難しいところではありますが今お話を合ったような水源的なお話になるのか、自然エネルギー的なお話になるのかを踏まえながら検討してまいります。

【長谷川課長】有機フッ素化合物に関しては令和4年から水道の原水と処理後の皆さんのご家庭に配っている浄水について、各施設から出ているすべての系統を検査に回しておりますが、滝沢の上水道では検出されていないという状況にあります。現在は管理目標値とされていますが、今後、水質基準とするもう一段階厳しいものに上げる考え方も示されているようなので、今後も継続して検査をしながら水の安全を確保していかなければと考えております。

4 閉会

この議事録は書記の記載したものであるがその内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 6 年 12 月 25 日

滝沢市水道水源保護審議会

会長

山田 一


署名委員

荒屋 貞

美田 廣士


署名委員